労働保険マニュアル

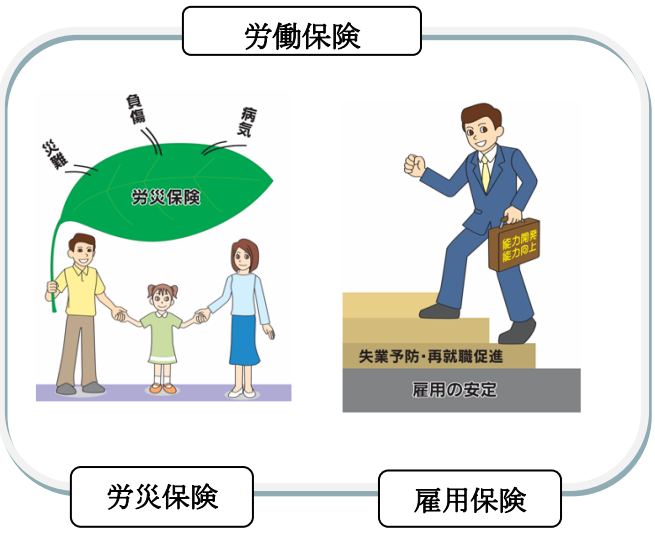

毎年，労働保険料（雇用保険料及び労災保険料）の確定については，6 月 1 日～7 月 10 日までに申告・納付することになっています。

（※7 月 10 日払いではなく，受付日より 2 週間で構わないが，支払日が 7 月 10 日を超えないよう注意が必要）

該当職員は，日直代行員・ＡＬＴ・学校図書補助員・期限付用務員・再任用職員・寮監・校務補助員です。右図のように，労働保険とは労働者災害補償保険（一般に「労災保険」といいます。）と雇用保険とを総称した言葉です。保険給付は両保険制度で別々に行われていますが，保険料の納付等については一体のものとして取り扱われます。

雇用保険とは，労働者の生活と雇用の安定を目指し労働者が失業した場合や職業訓練を受けた場合に給付金などを出す公的な保険制度です。労働者を雇用する事業所は原則すべて雇用保険に入る義務があり，労働者の賃金の一定割合を保険料として納める必要があります。労働者もこの一部を負担します。

１　雇用保険の仕組み

（ＡＬＴ・学校図書補助員・期限付用務員・再任用職員・寮監・校務補助員等）

（１）前年度に支払った報酬等の合計額により算出した今年度分の見込額を概算保険料（事業主負担分と本人負担分相当額の合計）として鹿児島労働局に納付する。

（２）毎月の報酬支払時に保険料の本人負担分を県の歳入（雑入）として受け入れる。

（３）確定保険料

前年度に納めた概算保険料が確定した保険料より多いときは，今年度の保険料に充当され，少ないときは追加して納付します。

２　労災保険の仕組み（日直代行員等の賃金雇用職員・期限付用務員・校務補助員等）

労災保険は，労働者一人一人が個人で加入するのではなく，事業主が加入し，その会社等で働く人全員に適用される保険です。

３　労働保険納付イメージ（日直代行員での場合で例を挙げます。）

①概算保険料が確定保険料より不足した場合

②概算保険料が確定保険料と一致した場合

③概算保険料が確定保険料より過納場合

【用語の意味】

○一般拠出金・・・アスベストによる健康被害の救済に関する法律によりアスベスト健康被害者の救済費用に充てるため，事業主が負担するものです。

○概 算 払 い・・・支払額が未定の時に，後で精算する条件でおよその見積額を支払うこと。